

事務連絡
令和4年8月17日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省老健局老人保健課

介護職員等ベースアップ等支援加算の取得に係る計画書の
提出期限の周知について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、令和4年10月以降について令和4年度介護報酬改定を行い、介護職員の収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置を講じるため、介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）を創設することとしています。

これについて、「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年6月21日老発0621第1号厚生労働省老健局長通知）を発出し、ベースアップ等加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、加算を取得する月の前々月の末日までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に計画書を提出する必要がある旨をお示ししており、令和4年10月から加算を取得する介護サービス事業所等は、今月末が計画書の提出期限となっております。

既に計画書の提出につきましては、管内の介護サービス事業所等には周知いただいていると存じますが、計画書の提出が遅れ、同年10月から加算を算定できない等の状況が生じないよう、改めて、管内の介護サービス事業所等に対し、十分に周知いただきますようお願いいたします。